

序章 計画の目的と位置付け

1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に基づいて策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑に関する総合的な計画です。それぞれの市町村が地域の特性を活かしながら、行政と市民が一体となって緑地の保全や都市緑化の推進についての取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

本市では、平成12年3月に「大東市緑の基本計画」を策定し、「つくり、まもり、そだてる。みんなが身近にふれあえるいきいき緑のまちづくり」を将来像として掲げ、公園・緑地の整備、既存の緑の保全・活用、市民の参加・協力による緑化の推進等、緑のまちづくりの取組を展開してきました。

2 計画の位置付け

「緑の基本計画」は、大阪府が策定した「みどりの大阪推進計画」（平成21年12月）を指針として、本市の上位計画である「第4次大東市総合計画」（平成28年3月）に掲げる緑に関する施策の方針について具体化するものです。また、緑のまちづくりの視点から、「大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年9月）や「大東市都市計画マスタープラン」（平成24年3月）、「第2期大東市環境基本計画」（平成28年3月）など、まちづくりに関する様々な計画との整合を図ります。

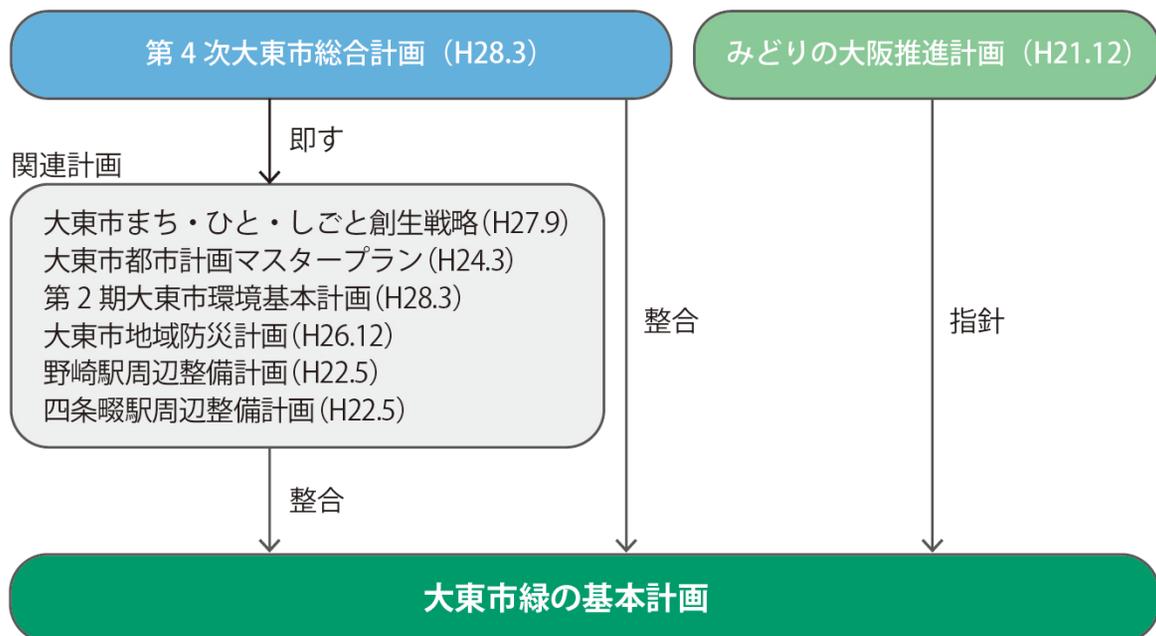


図 緑の基本計画の位置付け

3 緑とは ～緑の定義と機能～

(1) 対象とする緑

「大東市緑の基本計画」では、指針となる「みどりの大阪推進計画」に倣い、対象とする緑を、「生駒山系の森林や山裾の里山林、市街地の樹林・樹木・草花、公園、農地およびこれらと一体となった河川や水路といった水辺、オープンスペースなど」とし、具体的には以下のものを対象とします。

みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど
みどりの中で、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、さらに「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類しています。

施設緑地：都市公園あるいはこれに準じる機能を持つ施設として国、府、市町村が土地を所有している緑地（借地等も含む）

地域制緑地：森林、農地、交通用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地

その他の定義

- ・ 樹林・樹木による緑被率：樹林や樹木(地上部の一部が木質化している植物をいい、タケ類を含む)で被われた面積の割合（樹林・樹木の樹冠投影面積÷土地の面積）
- ・ 草地等を含む緑被率：上記「樹林・樹木による緑被率」に、草地等で被われた面積を足した面積の割合（樹林・樹木の樹冠投影面積+草地等による被覆面積）÷土地の面積）
- ・ 草地等：樹林・樹木以外の植生で、芝草類、笹類、つる植物、草本類、河川敷の葦原など

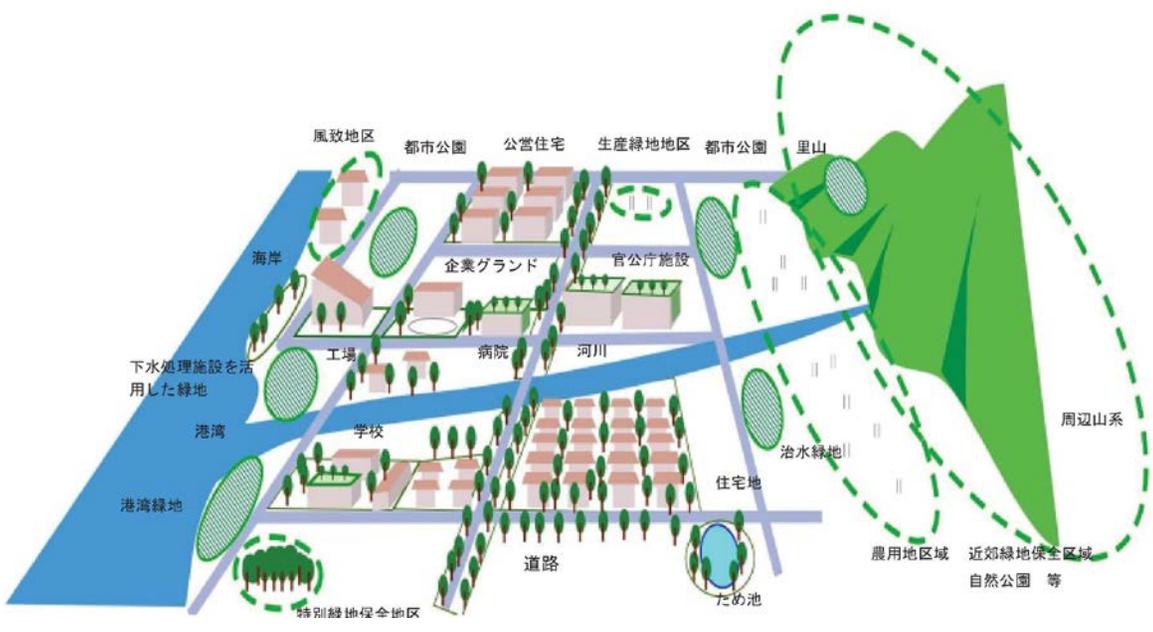


図 対象とする緑のイメージ（みどりの大阪推進計画より）

(2) 緑の効果

「みどりの大阪推進計画」では、「みどりには、私たちの暮らしを支える様々な効果があります。中でもみどりを活用することによる、コミュニティ形成やにぎわいづくり、地域の魅力向上など、地域力を高める効果（媒体効果）に注目していきます。」とされており、「みどりの存在効果」、「みどりの利用効果」、「みどりの媒体効果」について、以下のように示されています。



図 「みどりが持つ多様な効果」(みどりの大阪推進計画より)

4 改定の趣旨

平成12年3月に「大東市緑の基本計画」を策定後17年が経過し、この間、少子高齢化社会の本格的到来や人口減少、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化など、緑をとりまく社会情勢は大きく変化しました。本市では、これまでに生駒山系の緑や市街地の緑の保全、公園や緑道などの緑地の整備による緑の量の確保を中心に取り組んできました。今後は、これらの緑の質を維持・向上させ、市民の暮らしの向上に活かすことが重要です。また、多様化している市民ニーズに応えられるような魅力的な公園づくりが求められています。

このような状況を踏まえ、緑の視点からのまちづくりの考え方や将来像を行政と市民が共有し、ともに取り組んでいくために緑の基本計画を改定します。

5 計画の期間

「大東市緑の基本計画」では、上位計画である「第4次大東市総合計画」との整合を図るため、平成29年度を初年度として平成42年度を目標年次とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や関係法制度の改正、上位・関連計画の見直しが行われた場合には、その都度、必要に応じて見直しを行います。

